

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>【本編】 Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>(新設)</p>	<p>【本編】 Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-3 暗号資産に関する留意事項</p> <p>Ⅲ-2-3-1 意義</p> <p><u>暗号資産の設計・仕様は様々であるところ、移転記録が公開されず、取引の追跡困難な暗号資産が存在する等、テロ資金供与やマネー・ロンダリングに利用されるリスクが高いものも存在する。また、一般的に、暗号資産は、その価値の裏付けとなる資産等がないため本源的な価値を観念し難く、価格の変動が大きいことを踏まえると、保険会社グループが暗号資産を保有する際にはその価格変動リスクについての検討が必要となる。加えて、暗号資産の管理については、システムの誤作動やサイバー攻撃などのシステムリスクも存在する。</u></p> <p><u>以上のほか、これらのリスクが顕在化した場合のレピュテーション・リスク等も考慮すれば、保険会社グループによる暗号資産の取得は必要最小限度の範囲とする必要があり、かつ、保険会社グループにおいて、暗号資産の取得、保有又は処分等することとなる業務(暗号資産を実質的な投資対象とするファンドに対する出資等の間接的な方法によるものを含み、以下「暗号資産の取得等」という。)を含む、暗号資産に関連する業務(以下「暗号資産関連業務」という。)を行う場合には、保険会社の固有業務の運営への支障や保険会社グループとして重大な損害等が生じるおそれがないよう、十分な態勢整備が行われている必要がある。</u></p> <p><u>なお、暗号資産交換業を営む会社に対する各種保険の引受けや暗号資産交換業に関連する損害を補償する各種保険の引受けなど、保険会社が暗号資産の取得等を行わない保険の引受けは暗号資産関連業務に該当しないものの、規制を潜脱するものとなっていないか留意する必要がある。</u></p> <p>Ⅲ-2-3-2 主な着眼点</p> <p><u>保険会社グループにおける暗号資産関連業務については、上述の態勢整備がなされている必要がある。かかる態勢整備について、具体的には、以下の点に留意する必要がある。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

① 暗号資産の特性等を踏まえたリスクの特定・評価・低減

暗号資産の仕組み（発行者、管理者その他の関係者や当該暗号資産と密接に関連するプロジェクトの内容等を含む。）、想定される用途、流通状況及び当該暗号資産に使用される技術その他当該暗号資産の特性（以下「暗号資産の特性等」という。）等を踏まえ、暗号資産のリスクの特定・評価について十分な検討が行われ、以下の②から④の措置を含め、当該リスクを適切に低減するための内部管理態勢が整備されているか。また、これらについて定期的な検証及び見直しが実施されているか。

② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが高い場合においては、暗号資産関連業務の適否を慎重に判断することとしているか。例えば、移転記録の追跡が著しく困難である暗号資産については、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが特に高いことから、暗号資産関連業務を行うことがないよう留意する。

また、暗号資産関連業務の相手方のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の状況等にも留意するなど、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に沿った対策が適切に講じられているか。特に、暗号資産関連業務に関して、海外に居住若しくは所在する者から又はこれらの者への暗号資産の移転を伴う可能性がある場合には、同ガイドライン II-2(4)に準じた対策が適切に講じられているか。

③ 財務の健全性確保を図るための措置

保険会社グループの業務において暗号資産の取得が必要となる場合であっても、健全性の確保の観点から、取得する暗号資産の量については当該業務のために必要最小限度の範囲とする等、適切な方針が定められているか。また、暗号資産の保有についても、当該暗号資産の市場リスク、流動性リスク等を考慮の上で、速やかに売却する等により適切な処分を図ることが可能な態勢となっているか。

なお、保険会社グループにおいては、投資の目的をもってする暗号資産の取得等を行わないこととしているか。

④ 暗号資産関連業務に係る安全管理措置

・ 暗号資産の管理を担当する部署及び責任者を明確にしているか（複数の部署で暗号資産の管理を担当する場合には、部署間の担当と責任が明

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

<p>Ⅲ-2-3 アームズ・レンジス・ルール Ⅲ-2-4 契約条件の変更 Ⅲ-2-5 資産運用限度 Ⅲ-2-6 標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い Ⅲ-2-7 議決権の取得制限 Ⅲ-2-8 保険相互会社における社員配当規制の適用免除 Ⅲ-2-9 責任準備金対応債権 Ⅲ-2-10 保険主要株主 Ⅲ-2-11 強化法に関する金融機関の留意事項 Ⅲ-2-12 付随業務の取扱い Ⅲ-2-13 基金の再募集 Ⅲ-2-14 説明書類の作成・縦覧等 Ⅲ-2-15 不祥事件等に対する監督上の対応 Ⅲ-2-16 ソルベンシー・マージン比率の計算 Ⅲ-2-17 保険契約の移転</p>	<p>確になっているか。)。また、取り扱う暗号資産の特性等に関して十分な知識・経験を有する者を配置しているか。 ・ <u>暗号資産の管理、流出時の対応その他暗号資産に係る内部規程を適切に整備し、役職員に対する周知、徹底を図っているか。また、当該内部規程について、定期的な検証及び見直しが行われているか。</u> ・ <u>不正アクセス等による暗号資産の流出の防止のための対策等、取り扱う暗号資産の管理に関するシステムリスク管理態勢が十分に構築されているか。また、当該システムリスク管理態勢について、専門家による定期的な検証及び見直しが行われているか。</u></p> <p>Ⅲ-2-4 アームズ・レンジス・ルール Ⅲ-2-5 契約条件の変更 Ⅲ-2-6 資産運用限度 Ⅲ-2-7 標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い Ⅲ-2-8 議決権の取得制限 Ⅲ-2-9 保険相互会社における社員配当規制の適用免除 Ⅲ-2-10 責任準備金対応債権 Ⅲ-2-11 保険主要株主 Ⅲ-2-12 強化法に関する金融機関の留意事項 Ⅲ-2-13 付随業務の取扱い Ⅲ-2-14 基金の再募集 Ⅲ-2-15 説明書類の作成・縦覧等 Ⅲ-2-16 不祥事件等に対する監督上の対応 Ⅲ-2-17 ソルベンシー・マージン比率の計算 Ⅲ-2-18 保険契約の移転</p>
--	---